

## 高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中「別紙1-64」を「別紙1-68」に改める。

第5条中「別紙1-61」を「別紙1-68」に改める。

第13条中「別紙1-61」を「別紙1-68」に改める。

別紙1-64の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道(富士川スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

第一東海自動車道

## (2) 工事の箇所

静岡県庵原郡富士川町岩淵

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 富士川身延線 町道 上町小山線 及び 町道 片羽東名線	静岡県庵原郡富士川 町岩淵	立体接続	富士川SA

## (4) 工事予算

—

## (5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19年 3月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 19年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道(遠州豊田スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

第一東海自動車道

## (2) 工事の箇所

静岡県磐田市高見丘

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道 高見丘東原1号線 及び 市道 豊田東原線	静岡県磐田市高見丘	立体接続	遠州豊田PA

## (4) 工事予算

—

## (5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19年 3月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 19年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北陸自動車道(白山IC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額



別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

石川県白山市中新保町

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道松任宇ノ気線	石川県白山市 中新保町	立体接続	白山インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

956 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,236 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,209 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 名古屋関線(亀山PAスマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

近畿自動車道 名古屋関線

## (2) 工事の箇所

三重県亀山市布気町高塚 から  
三重県亀山市布気町大岨 まで

## (3) 工事方法

## (イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道 道野太岡寺側道3号線 及び 市道 道野太岡寺側道1号線	三重県亀山市布気町高塚 及び 三重県亀山市布気町大岨	立体接続	亀山PA

## (4) 工事予算

—

## (5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 19年 3月 26日

②工事の完成予定年月日 平成 19年 3月 30日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)  
(機構法第 13 条第 1 項第 3 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	32,560百万円
H 1 9	26,050百万円
H 2 0	20,908百万円
H 2 1	21,137百万円
H 2 2	20,387百万円
H 2 3	21,445百万円
H 2 4	24,175百万円
H 2 5	27,125百万円
H 2 6	28,948百万円
H 2 7	31,199百万円
H 2 8	32,495百万円
H 2 9	33,604百万円
H 3 0	34,716百万円
H 3 1	35,827百万円
H 3 2	36,735百万円
H 3 3	37,934百万円
H 3 4	38,169百万円
H 3 5	38,471百万円
H 3 6	38,849百万円
H 3 7	39,414百万円
H 3 8	39,056百万円
H 3 9	39,105百万円
H 4 0	39,269百万円
H 4 1	39,323百万円
H 4 2	40,123百万円
H 4 3	39,409百万円
H 4 4	40,376百万円
H 4 5	39,182百万円
H 4 6	39,189百万円
H 4 7	39,180百万円
H 4 8	39,215百万円
H 4 9	39,479百万円
H 5 0	39,278百万円
H 5 1	39,298百万円
H 5 2	39,319百万円
H 5 3	39,402百万円
H 5 4	39,390百万円
H 5 5	39,721百万円
H 5 6	39,228百万円
H 5 7	39,376百万円
H 5 8	39,258百万円
H 5 9	39,294百万円
H 6 0	39,257百万円
H 6 1	39,237百万円
H 6 2	24,952百万円

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五ヵ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。



別紙 5 を次のとおり改める。

(協定第 8 条第 1 項関連)  
(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

## 道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	472,195百万円	86,431百万円	307,137百万円	81,338百万円	225,799百万円
H 1 9	482,966百万円	96,496百万円	342,904百万円	90,810百万円	252,094百万円
H 2 0	484,751百万円	97,961百万円	348,111百万円	92,189百万円	255,922百万円
H 2 1	485,647百万円	98,102百万円	348,611百万円	92,321百万円	256,290百万円
H 2 2	486,349百万円	98,407百万円	349,697百万円	92,609百万円	257,088百万円
H 2 3	496,210百万円	100,282百万円	356,359百万円	94,373百万円	261,986百万円
H 2 4	496,449百万円	99,760百万円	354,504百万円	93,882百万円	260,622百万円
H 2 5	505,269百万円	100,975百万円	358,821百万円	95,025百万円	263,796百万円
H 2 6	512,509百万円	102,144百万円	362,977百万円	96,126百万円	266,851百万円
H 2 7	520,642百万円	103,348百万円	367,256百万円	97,259百万円	269,997百万円
H 2 8	521,354百万円	103,261百万円	366,948百万円	97,177百万円	269,771百万円
H 2 9	521,671百万円	103,092百万円	366,345百万円	97,018百万円	269,327百万円
H 3 0	525,168百万円	103,596百万円	368,136百万円	97,492百万円	270,644百万円
H 3 1	532,195百万円	104,844百万円	372,573百万円	98,667百万円	273,906百万円
H 3 2	537,081百万円	105,692百万円	375,584百万円	99,465百万円	276,119百万円
H 3 3	533,649百万円	104,702百万円	372,068百万円	98,534百万円	273,534百万円
H 3 4	534,242百万円	104,786百万円	372,366百万円	98,612百万円	273,754百万円
H 3 5	536,347百万円	105,167百万円	373,717百万円	98,970百万円	274,747百万円
H 3 6	534,609百万円	104,721百万円	372,132百万円	98,551百万円	273,581百万円
H 3 7	534,078百万円	104,480百万円	371,276百万円	98,324百万円	272,952百万円
H 3 8	533,929百万円	104,532百万円	371,463百万円	98,373百万円	273,090百万円
H 3 9	535,285百万円	104,808百万円	372,444百万円	98,633百万円	273,811百万円
H 4 0	533,305百万円	104,355百万円	370,834百万円	98,207百万円	272,627百万円
H 4 1	533,413百万円	104,366百万円	370,871百万円	98,216百万円	272,655百万円
H 4 2	533,005百万円	104,111百万円	369,967百万円	97,977百万円	271,990百万円
H 4 3	532,270百万円	104,106百万円	369,946百万円	97,971百万円	271,975百万円
H 4 4	527,644百万円	102,924百万円	365,746百万円	96,859百万円	268,887百万円
H 4 5	525,117百万円	102,641百万円	364,740百万円	96,593百万円	268,147百万円
H 4 6	522,751百万円	102,140百万円	362,959百万円	96,121百万円	266,838百万円
H 4 7	522,000百万円	101,975百万円	362,375百万円	95,967百万円	266,408百万円
H 4 8	518,237百万円	101,178百万円	359,546百万円	95,217百万円	264,329百万円
H 4 9	515,872百万円	100,621百万円	357,564百万円	94,692百万円	262,872百万円
H 5 0	513,141百万円	100,087百万円	355,666百万円	94,190百万円	261,476百万円
H 5 1	512,125百万円	99,867百万円	354,885百万円	93,983百万円	260,902百万円
H 5 2	507,726百万円	98,933百万円	351,565百万円	93,104百万円	258,461百万円
H 5 3	506,121百万円	98,575百万円	350,291百万円	92,766百万円	257,525百万円
H 5 4	504,029百万円	98,135百万円	348,730百万円	92,353百万円	256,377百万円
H 5 5	503,451百万円	97,943百万円	348,046百万円	92,172百万円	255,874百万円
H 5 6	499,524百万円	97,217百万円	345,466百万円	91,489百万円	253,977百万円
H 5 7	497,065百万円	96,657百万円	343,477百万円	90,962百万円	252,515百万円
H 5 8	494,929百万円	96,238百万円	341,989百万円	90,568百万円	251,421百万円
H 5 9	494,351百万円	96,108百万円	341,523百万円	90,444百万円	251,079百万円
H 6 0	490,436百万円	95,288百万円	338,610百万円	89,673百万円	248,937百万円
H 6 1	488,303百万円	94,840百万円	337,018百万円	89,251百万円	247,767百万円
H 6 2	146,463百万円	25,534百万円	90,736百万円	24,029百万円	66,707百万円

別紙 6 を次のとおり改める。

## 計画料金収入の額

## 中日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	589,562百万円
H 1 9	599,122百万円
H 2 0	603,342百万円
H 2 1	607,322百万円
H 2 2	611,180百万円
H 2 3	623,843百万円
H 2 4	628,862百万円
H 2 5	642,255百万円
H 2 6	650,848百万円
H 2 7	660,825百万円
H 2 8	661,063百万円
H 2 9	660,450百万円
H 3 0	664,846百万円
H 3 1	673,172百万円
H 3 2	678,398百万円
H 3 3	676,930百万円
H 3 4	675,879百万円
H 3 5	677,267百万円
H 3 6	674,957百万円
H 3 7	674,495百万円
H 3 8	674,033百万円
H 3 9	675,418百万円
H 4 0	673,112百万円
H 4 1	672,651百万円
H 4 2	672,190百万円
H 4 3	671,534百万円
H 4 4	667,211百万円
H 4 5	664,722百万円
H 4 6	662,233百万円
H 4 7	661,551百万円
H 4 8	657,255百万円
H 4 9	654,765百万円
H 5 0	652,276百万円
H 5 1	651,566百万円
H 5 2	647,297百万円
H 5 3	645,011百万円
H 5 4	642,727百万円
H 5 5	642,195百万円
H 5 6	638,156百万円
H 5 7	635,871百万円
H 5 8	633,585百万円
H 5 9	633,029百万円
H 6 0	629,016百万円
H 6 1	626,730百万円
H 6 2	235,223百万円

別紙7中、

富士	尾羽 ジャンクション	24.9	を	富士	富士川スマート	18.9	に、	富士	尾羽 ジャンクション	24.9
	6.0				6.6					

磐田	浜松	6.6	を	磐田	遠州豊田 スマート	4.7	に、	磐田	浜松	6.6
	1.9				6.6					

金沢西	徳光スマート	7.8	を	金沢西	白山	5.2	に、	金沢西	徳光スマート	7.8
	2.6				7.8					

亀山東 ジャンクション	亀山	6.3	を	伊勢関	-	芸濃	-
	-			-	14.0		

亀山東 ジャンクション	亀山	6.3	」	伊勢関	-	芸濃	-	に改める。
	亀山PA スマート			1.1	-	8.8		
	5.2			6.3				

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 19 年 3 月 22 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理 事 長 勢 山 廣 直

中日本高速道路株式会社  
代表取締役会長 矢 野 弘 典